

近世ローマの統治と権力

－16世紀の教会国家におけるローマ都市政府と教皇庁－

慶応義塾大学大学院文学研究科

史学専攻 西洋史学分野

原田 亜希子

本論文は近世教会国家における首都ローマの統治状況を、都市と教皇庁との関係から考察するものである。

本論文は序論と本論3部9章と結論、および補論と補遺、文献目録からなっている。

まず序論では、本論文が扱う近世の教会国家、ならびに教皇庁や都市ローマに関するこれまでの研究状況を概観し、それを踏まえて現在の研究の課題や、本論で使用する史料に関して言及した。

そもそも教会国家とは、キリスト教世界における霊的権威である教皇が、世俗君主として支配権を握っていた領域を指す。歴史的には教皇領と呼ばれる地域であり、中世まではローマ教会の緩やかな支配に服する「地域の複合体」であったものが、15世紀以降の教皇のもとで領域国家化が進んだ。特に1420年にマルティヌス5世によって教皇庁がアヴィニョンからローマに帰還して以降、宗教的権威の回復と財源確保のために積極的に世俗統治に乗り出した教皇によって教会国家が形成された。イタリア半島を横切る広大な領土を誇り、その内部に政治・文化・経済基盤など大きく異なる諸要素を抱えながらも、16世紀中ごろには教皇自らが「国家 (Stato)」という言葉を用いるまでに発展した教会国家は、近世イタリアを構成する重要な要素といえる。

しかしながら教会国家に関する評価には、永らくイタリアの近代化の妨げであったとするリソルジメント期以来の歴史観が色濃く残っていた。またプロテスタントの研究者からは、墮落したカトリック世界の象徴として否定的な評価に甘んじてきた。このようなステレオタイプを払拭し、教会国家研究に一石を投じたのがプローディである。彼は1970年代以降、常設外交官や常備軍、中央官僚制といった様々な近代的要素を教会国

家に見出した。さらにプローディは、教会国家が教皇という聖俗両面を併せ持つ特殊な君主を持つことで、同時代の他のヨーロッパ諸国よりも強固な中央集権化を進めたことを強調した。このようなプローディの意見にはカラヴァーレらによる反論も見られたものの、その後の教会国家研究に多大な影響を与えた。

しかしその一方で、プローディの見解は理論的枠組みを提示したに過ぎず、実証的考察に欠けている点や、彼の時代のイタリア政治思想の影響から、カトリック教会を過度に肯定的に捉えるという問題を孕んでいる点は否定できない。そのため、近年ではプローディの見解を部分的に肯定し、彼の研究を踏襲しながらも、その理論を様々な視点から修正する動きへと発展してきている。中でも特筆すべきは 1980 年代以降新しく興った地方都市・地域研究からの動きである。この背景には、ヨーロッパにおける近世絶対主義に対する認識に修正がなされたことがまず挙げられよう。16 世紀から 18 世紀が近代の前提としてではなく、独自の意味を持つ時代として認識されたことで、近世の「絶対主義」国家に対しても、その絶対性の相対化がなされるようになった。もはや一元的な国家権力があつたとは考えられず、近世国家というものが多様な政治権力によって構成される多元国家であり、君主とそれら政治勢力とのネットワークを介して統治が行われていたことが明らかにされてきた。またイタリア史の文脈においても、中世末から近世にかけての領域国家に対する研究が発展した。キットリーニを中心とするこれらの研究は、それまでのイタリア史特有の都市中心史観から脱却し、黄金時代である中世のコムーネ体制から近世の君主制、寡頭制への移行をネガティブに捉えるのではなく、領域国家を多様なローカルの政治勢力を内部に組み込む多元的な国家として再評価した。これら新しい動きは、プローディ以降、中央集権化が過剰に評価されてきた教会国家においても、中央権力である教皇庁と領域内の地方都市との関係を国家的枠組みの中で捉えなおし、特にウンブリアやマルケの地方都市の実証研究の発展を促した。

しかしこのような新しい動きの中でも、教会国家の首都である都市ローマに関しては、長らく関心が寄せられてこなかった。その理由として、ローマが教皇庁のお膝元として中央組織である教皇庁の介入を最も受けたことや、そもそも中世以来教皇庁が存在していたローマでは、都市の自治の伝統が薄いことが挙げられる。また教皇が一領域の君主であると同時に、全キリスト教世界のトップでもあることから、教皇庁が扱う問題は領域内にとどまらず、国際的広がりを見せた。そのため教皇庁の所在地であるローマは、ヨーロッパ各地から多くの人々を惹きつける国際的中心地として発展した。それゆえ皮肉なことに、近世のローマは「最もローマ的でない都市」と言われるまでに外的要素が注目され、もっぱら教皇庁側の視点から語られてきた。そして伝統的都市ローマの自治

組織であるローマ都市政府は、教皇庁組織の発展の中で権限を失い、単なる象徴的存在としてにのみ、存続の道を見出したとみなされてきた。

このような都市ローマに対する一方的評価に対して 1990 年以降、ようやく近世ローマを研究する上で、ローマ都市固有の社会構造や行政組織に注目する必要が説かれるようになった。また都市ローマに関する現存史料が少ないために、研究の足かせとなっていることがこれまで指摘されてきたが、近年では断片的に残る史料の体系的整理が進められ、公証人文書や裁判記録、その他様々な文書館に分散している史料を併用した新しい研究が積極的に発表されている。しかしながらこれら新しい研究は、史料の現存状況から経済、司法制度にテーマが偏っている点は否定できず、また時代的にも 1420 年の教皇庁のローマ帰還から 1527 年のローマ劫掠までの時期と、17 世紀以降に限定され、教会国家の形成期としてプローディがその研究の中心に据えた 16 世紀に関しては、いまだ体系的研究がなされていないのが現状である。確かに 1527 年の事件はローマに大きな爪痕を残したとはいえ、この事件の及ぼした影響を過大評価する傾向は近年否定されており、また 16 世紀の社会状況を見出し、17 世紀以降の都市の行政システムを一般化する理解もアナクロニズムに陥る危険性を孕んでいるといえる。そのため、改めて教会国家形成期である 16 世紀における都市ローマの実態を、都市と教皇庁との関係から考察することが必要であり、これは世襲制をとらない教会国家独特の国家体制を理解する上でも重要であると言えよう。

そこで、本論では 16 世紀のローマ都市政府の体制、実際の活動状況から、教会国家の首都としての都市ローマの統治状況を考察することを試みた。そのための史料として注目したのが、ローマ市立カンピドーリオ文書館に残る都市政府の行政文書史料である。カンピドーリオ文書館は 16 世紀以降の都市の行政文書を多く所蔵している唯一の機関であるが、15 世紀以前の史料がほぼ残っていないこと、また 16 世紀以降に関しても系統的ではなく欠落が多いことから、これまでの研究ではほとんど顧みられてこなかった。しかし欠落が多いとはいえ、これら行政文書を作成した役職や制度を理解した上で使用すれば、これらの史料は近世の都市の実態を考察する最適の史料といえる。中でもローマ都市政府を法的に規定するローマ都市条例や、1515 年以降のものがある程度まとまった形で残っている都市評議会議事録は、まさにローマ都市政府の体制や活動を体系的に考察できる唯一の史料である。そこで本論では 16 世紀の都市条例や、都市評議会議事録を中心に、役職者名簿、都市政府の実質的最高権力者であるコンセルヴァトーレの書簡史料など、カンピドーリオ文書館に残る都市側の行政文書史料を利用して、教皇庁による中央集権化が進められる中で、ローマ都市政府がどのような体制のもと、どのよ

うな活動を行い、教皇庁の介入にどのように対応していたのかを考察した。教会国家内の領土を回復し、1530年のボローニャの和以降、イタリアにおける実質的スペイン覇権が確立したことで相対的安定を獲得した16世紀は、教会国家内の体勢が固まっていく時期である。そのため、この時期の両者の関係を考察することで、都市政府が教会国家体制に取り込まれながらも、その中で生き残りの道 (*modus vivendi*) を見出す様子を明らかにすることを目指した。

そこでまず、第1部では16世紀の教会国家を概観した。第1章ではヨーロッパ情勢の中での教会国家の動きや、教会国家の全体的統治体制を確認した。マキャベリが教会国家の創始者と称したアレクサンデル6世によって幕を上げた16世紀は、教会国家にとって国家形成が進んだ時代である。イタリア戦争による混乱の中、この時代の教皇は二転三転する同盟関係をうまく利用して、教会国家の領土の回復を進め、領域内の権限の確保に成功した。さらに1530年のボローニャの和、そして1559年のカトー・カンブレジ条約によってイタリア戦争が終結し、イタリアにおけるスペイン覇権が確立したことによって、領域外における相対的安定をも獲得した16世紀後半には、様々な教皇が内部に「中央集権的」体制を導入し、彼らのもとで行財政・司法組織の整備が進んでいった。このような教会国家の統治体制の強化は、プローディ以降主張されていた近代絶対主義国家の成立をもたらしたわけではないが、内部に存在する様々な政治勢力を介した統治の強化を目指した点で、この時代の教会国家は近世国家化が進んでいたといえる。

このような中央組織の強化は、政治、経済、文化の中心地としての都市ローマの発展をもたらすと同時に、教皇にとって都市ローマの持つ重要性がさらに増すことになった。ローマは聖俗両君主としての教皇の威信を体現する場であり、また全キリスト教世界にとっての模範的存在でなければならなかったのだ。そのためアヴィニョンへの教皇庁移転によって荒廃していたローマ「再生」に教皇が積極的に乗り出すことになる。そこで第2章では、16世紀に近世国家にふさわしい様相を確立した教皇庁の中央組織の中に、都市ローマの統治に権限を持つ役職が確立していく様子を概観した。司法に関しては、15世紀に新しく創設されたゴヴェルナトーレのもとで、聖俗の区分を超えた都市の司法権の一本化が目指され、行財政に関しては、伝統的な教皇庁会計院の役職であるカメルレンゴの権限が拡大し、また彼のもとで各分野を専門的に扱う新しい役職が創設された。さらに16世紀後半には枢機卿を中心とする聖省システムが確立し、その中に都市ローマの統治に係わる専門の聖省が成立したことで、これらの職務を任っていたカメルレンゴや教皇庁会計院の役職者が当該聖省の枢機卿の下に組み込まれることになった。

つまり、各役職の専門分化がより一層進み、教皇をトップにそれぞれの分野の役職が重層的に配置される体制が確立していったことを明らかにした。

しかしこのような中央集権化が進められていく一方で、教会国家内には 16 世紀においても、いまだ教皇の直接統治下でない地域が存在した。これらの間接統治領の分布状況には地域差があるものの、中でもローマ近郊にはバローニとよばれる伝統的領主層の領地が数多く存在していたことが指摘されている。そこで第 3 章ではこのような教会国家の中央集権化の中でも権限を存続させていたバローニに関して考察した。そもそもバローニとは、13 世紀のローマ人教皇期に、教皇の後ろ盾をもとに都市の権限を独占した集団であり、彼らの存在はまさに都市ローマ最大の特徴であるが、一般的に 14 世紀以降は権限の低下が指摘され、伝統的研究ではほとんど顧みられてこなかった。しかし、世襲制であるために一貫した政策がとれない教皇の弱点を巧みに利用し、教皇による反封建領主政策や、教皇の親族のもとでの封土の拡大という新しい状況にもうまく順応して、実際には近世においてもバローニはその伝統的権限を保持することに成功していたことが確認できる。さらに近年ではバローニが伝統的にもつ地元のクライアント関係や軍事力を介して、教会国家形成に貢献していた点も積極的に評価されている。とはいえ、バローニの存在は常に教会国家の形成にとって有益であったわけでもない。彼らが教皇のみならず複数の君主との独自のネットワークを有していたことから、バローニは教会国家の内に抱える弱点としての側面も併せ持っていたといえる。

このように近世の教会国家では中央集権化を進める教皇庁と、伝統的領主勢力が共存していたことを第 1 部では明らかにしたが、その一方で、中世以降、都市ローマの自治を自負していたのはローマ都市政府である。そこで第 2 部では本論文のメインテーマであるローマ都市政府に関して考察した。まず第 1 章では、1143 年のコムネとしての都市政府の成立過程から、現存する都市ローマ最古の 1363 年の都市条例で確立した体制を確認し、さらにマルティヌス 5 世の帰還以降、教会国家の首都としての都市ローマの発展の中で、ローマ都市政府の体制がどのように変化していったのかを、15、16 世紀のローマ都市条例の改定状況や教皇の勅令から概観した。15、16 世紀の教会国家の首都としてのローマの発展は、都市に多くの外国勢力をもたらし、彼らの都市政府への流入が伝統的都市エリート層が享受していた特権を脅かすことになった。また都市の経済的発展から伝統的ローマ人は除外される傾向にあり、彼らは教皇庁の存在に経済的にもこれまで以上に依存することになる。このような事態に対して、都市の自由の喪失を嘆く都市エリート層は、伝統的特権を取り戻すため教皇庁に対して時に武力をも行使して反発を行った。しかしながら、都市の発展に教皇庁の存在が不可欠であることを自覚

しているがゆえに、これらの反発は不完全なものにとどまり、最終的には現状に適応する必要に迫られることとなった。そのため、都市条例の改定や教皇の勅令といった法的規定を通じて、各教皇との交渉を繰り返した都市政府は、教皇の法的介入に頼る形で、伝統的特権の明確化と体制改革を図るようになる。このような都市政府側の動きは、徐々にローマ都市政府を教皇庁主導による一つの「全体的システム」へと融合させることにつながった。

第2章では、このように伝統的特権を維持しながらも、現状に適応するために教皇との関係のもとで構築された16世紀の都市政府が、最終的にどのような体制を確立したのかを、1580年の都市条例から確認した。その成立過程や都市条例の構造からは、もはや都市政府と教皇との関係が、マルティヌス5世期にみられた両者の相互依存関係ではなく、教皇と都市政府の間に明確な序列関係が生まれ、ローマ都市政府が教皇主導の全体的システムの中に取り込まれていたことが確認できた。また都市政府の象徴的トップであり、古代以来の連続を体現するセナトーレは教皇のもとで大幅にその権限を失ったことが、都市条例にて初めて明確になった。だがローマ都市政府は教皇に対する従属を認める一方で、外国人によるセナトーレ体制に代わって、15世紀以降権限を拡大していた真のローマ人の代表であるコンセルヴァトーレを中心とした体制に切り替えることで、都市の伝統的特権の保持を目指した。さらに制限を設けていなかったために、教皇庁の存在に伴う外国人の際限ない流入に対しては、これら外国人の存在を受け入れ、都市の流動性を保持する一方で、市民権授与や評議会参加者、役職者選出方法に対する規定を通じて内部の規律化を図った。伝統的ローマ都市エリート層はローマの発展による経済的繁栄から除外された分、市民権を授与することで都市政府に進出を狙う新しい要素の侵入を法的に認め、彼らの経済的繁栄の取り込みを図った。しかしその一方で、都市政府内部の役職の序列を明確にし、重要な役職に対しては選出基準を厳しくすることによって、伝統的都市エリート層がコントロールを保持する体制を確立していたことを明らかにした。

さらに第3章では、都市政府の評議会参加者や役職就任者を考察することで、1580年の都市条例で確立した都市政府を実際に担っていたのがどのような人物であり、流動性の高い都市社会の中でローマ都市政府がどのようにして組織としての一体性を維持していたのかを考察した。市民権授与の増加は確かに都市評議会参加者や役職者に新しくローマにやってきた家系の参入をもたらしたとはいえ、役職者別にみる新旧の家系の割合は、重要な役職とそれ以外の役職との間に差があることが分かった。そしてコンセルヴァトーレのような重要役職では、任期が短く、また再任禁止期間が設けられていたた

め、個人で役職を独占することはできなかつたとはいえ、家系単位ではローマの伝統的家系が優位を占める傾向が見られた。また新しい家の参入もそれらの古い家系のコントロールの下で行われていた。つまり伝統を自負するローマ人家系は単に外国人の都市政府に進出に対して受動的であつたのではなく、むしろ市民権の授与を武器として市民の規定を拡大することで、経済的に強い家系を積極的に都市政府内に取り込んでいった。しかし重要な役職に関しては、一部のローマの伝統的家系が保持し、柔軟性と閉鎖性を巧みに使い分けることで、流動性が高い中にも伝統的家系のもとの都市政府としての一体性を巧みに維持することに成功していたのである。

第2部がローマ都市政府の制度的枠組みを考察したのに対して、続く第3部では16世紀の都市政府の実際の活動状況に目を向けた。まず第1章では16世紀全般における都市政府の行政活動を、都市評議会議事録を用いて考察した。穀物供給や水道建設のように、一都市を超えた広域行政とそれを支える財政が必要な大規模事業に関しては、活動は教皇庁の役人が行い、都市政府の役割は二次的なものとどまった。しかしその一方で市場の管理や噴水設置のように、地域レベルで市民の生活に密接にかかわる問題に対しては、ローマ人に与えるダメージが最小限になるように、都市政府が従来の活動を維持していたことが確認できる。また都市政府の活動はこれにとどまらず、教皇庁の都市への介入が「ローマの民」の権利を侵害すると判断された場合には、都市政府が積極的に抵抗していたことも確認できた。特に教皇庁の財政確保のための新税導入や都市役職者任命への介入は、都市の伝統的権限を侵害するものとして評議会でも頻りに議論され、空位期に出される請願書や、教皇庁内部にもつ人脈を巧みに利用することで、多くの場合において都市エリート層の既得権益が守られていたことが明らかとなった。つまりローマ都市政府は教皇庁体制の中に組み込まれることで、教皇庁との権力バランスを保ちながらも、教皇の都市政策の実行機関としての役割に行政組織としての存続の道を見出していたといえる。

ただしこのような都市と教皇庁との権力バランスは常に維持できていたわけではなく、両者のバランスの崩壊をもたらす要因は、16世紀にも数多く存在していた。そこで、第2章ではその中でも空位期という教皇特有の権力の空白期に注目し、教皇の不在によって既存のバランスが大きく変化する空位期において、都市政府が都市に権限を持つ他の要素とどのような関係にあり、実際にどのような活動を行っていたのかを、都市政府の空位期専用会議記録から考察した。15世紀以降教皇庁のもとで権限を奪われつつあつた都市政府にとって、空位期は自らの伝統的活動を取り戻す最大のチャンスであり、都市に根ざす都市政府の役職がその機能を最大限に利用することで、都市政府が平時よ

りも活発に活動していたことが確認できる。また教皇不在時の教皇庁組織の存続を保証する枢機卿団や、都市政府には正式に参加できなかったとはいえ、伝統的クライアント関係や軍事力を使って都市に影響を及ぼしたバローニら、都市に権限を持つ他の要素に対しても、都市政府は空位期とという非常事態に都市の安定を保持するという大義名分のもと、表向きは協力関係を結んでいた。しかしその一方で、状況を利用して自らの利益を得るため、都市政府と教皇庁、バローニとの関係は常に協力、対立、譲歩を繰り返す複雑な様相を呈した。ローマの発展を教皇庁の存在に負っているがゆえに、あくまで教皇庁に従属するという大きな枠組みを変える意思はないものの、しかしその中で都市政府やバローニは都市の治安や互いの存在を利用し合うことで、自らの権限を最大限に確保しようとしたのである。すなわちローマの統治はこのような伝統的特権の保持を求めるローマ都市政府、バローニと、中央集権化を狙う教皇庁との不断の交渉を通じた複雑なバランスの上に成り立っていたのであり、「危機的」状況である空位期はそのことが最も顕著に表れていたといえる。

さらに第3章ではこのような権力バランスが、市壁外ではどのように展開していたのかを考察するために、ローマ都市政府が伝統的に支配権を持つローマ近郊の4つの従属共同体に注目し、ローマ都市政府の市壁外での活動を都市評議会議事録や、ローマと従属共同体との間で交わされた書簡史料を用いて考察した。多くの他のイタリア都市と同様に、ローマ都市政府も12世紀から13世紀にかけて周辺地域へ勢力を拡大し、他都市を併合しながらより広い領域支配を展開した。14世紀の段階ではローマ都市政府の支配に服する市壁外の領域（ディストレット）はローマから40マイル四方に広がっていたと言われる。このような状況は、15世紀以降の教皇庁による統治システムの確立によって大きく変わり、ローマ都市政府が市壁外に行使していた権限は大幅に縮小されることになった。しかしながら、都市政府が近世まで権限を保持し続けた4つの従属共同体に対しては、従属共同体の治安維持のために厳しい措置と恩恵とを巧みに使い分けることで、都市政府が実際に広範な司法権を行使し、その体制に対しても上位者として積極的に介入していたことが確認できた。また近隣に領地を持つバローニや、教会国家の統治を強化する教皇の介入に対しても、ローマ都市政府は伝統的地域ネットワークの中で巧みに従属共同体の平和的統治に努め、従属共同体に持つ統治者としての権限の保持に成功していた。これらの活動からは、むしろ都市政府が市壁内よりも市壁外の方がより活発に活動している様子が明らかになったといえる。つまり市壁内同様、市壁外においても、都市政府は教皇庁、バローニとのバランスのもとに活動を維持していた。ただし市壁内との違いは、従属共同体の主体性や、伝統的勢力による人的つながり、地域ネットワークが、市壁外には市壁内以上に根強く存在していたことである。従属共同体が



より上位者である教皇庁に直訴する可能性があるために、都市政府の従属共同体への活動には制限があったものの、その一方で外からやってくるために地縁を持たない教皇庁に対して、バローニとの関係や伝統的地域のネットワークを利用することで、都市政府は市壁内以上に教皇庁に対して自らの権限の保持に成功していたのであり、市壁外での両者のバランスは都市政府有利に働いていたといえるのである。

さらに補論では、同じく教会国家内の都市であるボローニャに視点をうつし、参考として近世におけるボローニャ都市政府の活動状況を教皇庁との関係から考察した。教会国家の北の国境地点に位置し、また繊維産業が発達し、コムーネとしての伝統が強いボローニャ都市政府は、教皇にとって手ごわい存在であったといえる。実際、16世紀の教皇庁の中央集権化の動きの中でも、ボローニャでは財政、司法の点でローマと比べてはるかに都市が伝統的活動を維持していたことが確認できた。しかしその一方で、16世紀に都市の権限がセナートのもとに集中する中、そのセナートの任命権を教皇が握っていたように、セナートと教皇のつながりが強化されたことで、全体的にはボローニャ都市政府が教会国家体制の一補完要素として組み込まれていった様子もうかがえた。すなわち教皇はセナートという役職を介して都市エリート層を従属下に抑え、彼らとの間に優先的關係を構築することで、両者の合意とバランスのもとにボローニャ統治を行おうとしたのである。一方、ボローニャ側にとっては、在地の統治を安定させる存在としてセナートのもとに都市エリート層を形成し、彼らに権限を集中させることで、教皇に従属する中でも伝統的特権の保持に努めたといえる。ボローニャのこの事例は、セナートを務める一部のエリート家系のもとで都市エリート層の閉鎖化が進むボローニャに対して、常に新しい要素に開けていたローマ都市エリート層の特殊性が浮き彫りとなる一方で、このような違いがあるとはいえ、教皇はそれぞれの社会状況の違いに柔軟に対応し、どちらの都市においても都市エリート層との合意形成、バランスの構築のもとに教会国家の統治を行っていたという共通点をも明らかにしたといえる。

以上これらの考察から導き出されることは、都市社会に根付いていたローマ都市政府が、近世においても教会国家体制の中で都市を平和に統治する上での一補完要素としてある程度の活動を維持していたことである。確かにローマは教皇庁の所在地であったことから、同じく教会国家内の都市であるボローニャと比べても教皇庁の介入は強かったことは否定できない。また聖俗両君主である教皇の存在がヨーロッパ中から常に新しい要素をローマに惹きつけたため、近世においても都市の流動性が高かった点は、教会国家の首都であるローマ独特の現象といえる。しかしだからといって、近世のローマ都市政府が教皇庁や、教皇庁とつながりの深い新しい要素のもとで一方向的に権限を剥奪され

ていったわけではなかった。16世紀のローマの急激な社会変化や教皇庁の都市に対する権限の確立を前に対処を迫られたローマ都市政府は、新しい要素を受け入れながらも伝統的都市エリート層が都市政府の中枢をコントロールする体制を確立していった。また、一都市を超えた広域行政や莫大な財政を必要とする国家レベルでの活動は教皇庁のもとで失う一方、地域レベルで都市民の利害に密接に係わる活動は維持し、空位期や伝統的地域ネットワーク、バローニの存在を巧みに利用して、教皇庁との間に常にバランスを模索していたことが本論文の考察から明らかになった。全体として教皇庁の中央集権化が進められ、都市政府は教皇庁主導による一つの「全体的システム」に取り込まれていったとはいえ、そこには都市政府やバローニ、さらにこれら諸要素の間の複雑な人的結合など、都市ローマ固有の社会構造が密接に絡み合い、それぞれの複雑なバランスと合意形成のもとでローマの統治が行われていたことが確認できたといえる。まさにこのような統治の在り方は、政治勢力のネットワークを介したシステムとしての近世国家の統治のあり方の典型例といえるだろう。

上位者として教皇の権限は確立していたとはいえ、教皇はローマ都市政府の権限の剥奪を望んだわけではなかった。むしろ選挙制であり、また教皇が外からの要素であるために伝統的な基盤を持たず、国家内の統一的貴族層の発展も希薄だった教会国家において国内を安定的に統治する上で、教皇は常に中間団体の存在を必要とした。このことはローマと教皇庁とのバランスの構築にも大きく影響した。つまりこれまで教会国家の特殊性として他のヨーロッパ諸国との違いが強調されてきた点が、むしろ教会国家にヨーロッパ近世国家の統治のあり方が最も顕著に表れる事態をもたらしたといえるのである。

すなわち、16世紀の教会国家における首都ローマの統治状況を都市政府と教皇庁との関係から考察する本論文は、まさにヨーロッパ近世国家の統治のあり方を提示する最良の事例研究といえるだろう。そしてまた、教皇庁のお膝元という特殊な状況でありながらも、ローマ都市政府がむしろ教皇座の特殊性や、首都であることから得られる人的、経済的恩恵をうまく利用しながら柔軟に対応し、近世においても存続していたことは積極的に評価されるべきであり、近世国家における中央と周辺組織との関係を国家的枠組みで考察する上でも、ローマの事例は新たな知見を提供するものであったといえよう。

なお補遺においては、史料紹介として近世のローマ都市政府を研究する上での重要な史料でありながらも、いまだ本国イタリアにおいても刊行されていないため、アクセスが制限されている「1580年のローマ都市条例」の翻訳を試みた。長らく教皇庁の陰に隠れ、研究の対象とされてこなかった都市ローマ固有の制度や社会状況を考える上で、ほぼ唯一の法的史料である本都市条例の史料的可能性を今更強調する必要はないだろう。

本史料が広く知られることによって、近世都市ローマの実態に新たな光を投げかけ、本分野の研究のさらなる発展につながることを期待したい。